

告示

埼玉県告示第八百七十八号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年八月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団協友会越谷誠和病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十五番地五	平成三十三年二月二十七日